たむじ史上 最強の域外適用各論 「全部、私がやりました。」

Presented by Ayano SHINOHARA

夏合宿ディベート 域外適用

各論1

②17年9月10日

1

各論 1 クロス

各論1 立証方法

論拠1

Hartford Fire Ins. Co. v. California

事実に基づいて検討

外国法との衝突を否 定

論拠2

In re Vitamin C Litigation, Animal Science Products, Inc., et al v. Hebei Welcome Pharmaceutical Co., Ltd

外国政府の公式声明 を無条件に信頼

外国法との衝突を肯 定

しかし、論拠2も論拠1同様、原告及び被告の主張を事実に照らして検 討すべき旨主張する。

各論1の流れ

論拠1

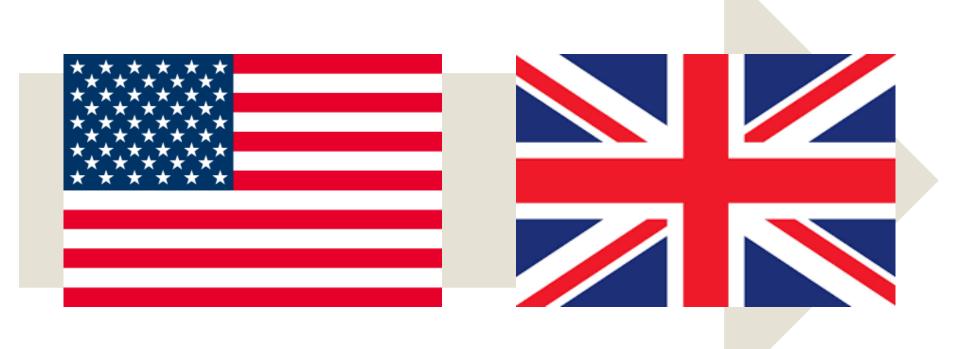
・外国法との衝突につき、外国政府が当該行為を強制しているという事実に基づい て検討した事例。

論拠2

・外国法との衝突につき、外国政府の公式声明を無条件に信頼した事例。

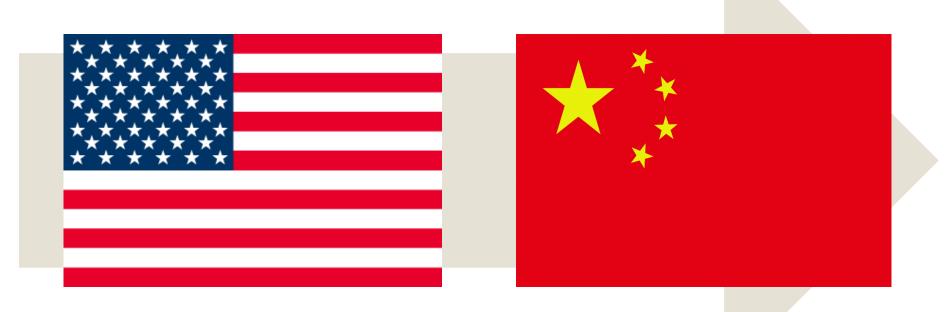
主張

・ しかし、論拠2も論拠1同様、原告及び被告の主張を事実に照らして検討すべき 旨主張する。



英国企業と米国企業が米国における再保険事業について協定を行なったことが反トラスト法に違反するとして問題となった事例。

論拠2: In re Vitamin C Antitrust Litig ation, 837 F.3d 175 (2016)



中国企業が米国に輸出するビタミンについて価格固定を行なったことが反トラスト法に違反するとして問題となった事例。

出典: In re Vitamin C Antitrust Litigation, 837 F.3d 175 (2016)

各論 1 規範

引用箇所

The only substantial question in this litigation is whether "there is in fact a true conflict between domestic and foreign law."

日本語訳/要旨

本件において唯一の重要な問題は、「実際に国内法と外国法との間に真の衝突が存在するかどうか」である。



外国法との真の衝突

各論1 要件①

引用箇所

They assert that Parliament has established a comprehensive regulatory regime over the London reinsurance market and that the conduct alleged here was perfectly consistent with British law and policy. But this is not to state a conflict. "[T]he fact that conduct is lawful in the state in which it took place will not, of itself, bar application of the United States antitrust laws," even where the foreign state has a strong policy to permit or encourage such conduct.

日本語訳/要旨

彼らは、**議会がロンドン再保険市場において包括的な規制体制を確立し**、当該行為は**英国法や英国の方針に完全に一致している**と主張する。しかし、これは衝突を生じない。外国がそのような行為を許可ないし奨励する強い方針を持っていたとしても、「**当該行為がその国で合法であるという事実自体**は、反トラスト法の適用を禁止しない」。



外国法が存在するという事実

引用箇所

They assert that Parliament has established a comprehensive regulatory regime over the London reinsurance market and that the conduct alleged here was perfectly consistent with British law and policy. But this is not to state a conflict. "[T]he fact that conduct is lawful in the state in which it took place will not, of itself, bar application of the United States antitrust laws," even where the foreign state has a strong policy to permit or encourage such conduct.

日本語訳/要旨

彼らは、**議会がロンドン再保険市場において包括的な規制体制を確立し**、当該行為は**英国法や英国の方針に完全に一致している**と主張する。しかし、これは衝突を生じない。外国がそのような行為を許可ないし奨励する強い方針を持っていたとしても、「当該行為がその国で合法であるという事実自体は、反トラスト法の適用を禁止しない」。

英国法(不文法体系)

ロンドン再保険市場における議会の包括的な規制体制

引用箇所

"[T]he fact that conduct is lawful in the state in which it took place will not, of itself, bar application of the United States antitrust laws," even where the foreign state has a strong policy to permit or encourage such conduct. Restatement (Third) Foreign Relations Law § 415, Comment j; see Continental Ore Co., supra, 370 U.S., at 706–707, 82 S.Ct., at 1414–1415.

そのような行為を許可、奨励する強力な政策を持つ国においても「**当該行為がその国で合法であるという事実自体は、反トラスト法の適用を禁止しない」。Restatement (Third) Foreign Relations Law § 415, Comment j;** Continental Ore Co., supra, 370 U.S., at 706–707, 82 S.Ct., 1414–1415参照。

外国法が存在するという事実

Q. 証拠の性質は要件か?

法律上の文言は得てして曖昧不明瞭……よって、一定の指針が必要。

複数の判例が準拠しているRestatementの文言に忠実に従うべき※<mark>論拠 2 は"The fact"という文言だけ意図的に削除されている</mark>

また、この解釈は国際礼譲の趣旨にも 合致しており妥当である。※後にフリーにて主張

出典: Hartford Fire Ins. Co. v. California, 509 U.S. 764 (1993); Restatement (Third) Foreign Relations Law § 415, Comment j

引用箇所

The only substantial question in this litigation is whether "there is in fact a true conflict between domestic and foreign law." Société Nationale Industrielle Aérospatiale v. United States Dist. Court for Southern Dist. of Iowa, 482 U.S. 522, 555, 107 S.Ct. 2542, 2562, 96 L.Ed.2d 461 (1987) (BLACKMUN, J., concurring in part and dissenting in part).

日本語訳/要旨

<u>この規制における唯一の本質的な論点は、「国内法と国外法の間に実際に真の抵触があるか否か」</u>である。 Société Nationale Industrielle Aérospatiale v. United States Dist. Court for Southern Dist. of Iowa, 482 U.S. 522, 555, 107 S.Ct. 2542, 2562, 96 L.Ed.2d 461 (1987) (BLACKMUN, J., concurring in part and dissenting in part)



true conflict (真の低触) の"実態"は主要論点

当然検討すべき

出典: Hartford Fire Ins. Co. v. California, 509 U.S. 764, 799, 113 S. Ct. 2891, 2910-11, 125 L. Ed. 2d 612 (1993)

日本語訳/要旨

ロンドンの再保険業者は、米国法が禁止している行為を英国法が強制していることや、両方の国の法律に従うことが不可能であるとは断言しておらず、従って、英国法との間に衝突はないものと言える。

彼らは、議会がロンドン再保険市場において包括的な規制体制を確立し、当該行為は英国法や英国の方針に完全に一致していると主張する。しかし、これは衝突を生じない。外国がそのような行為を許可ないし奨励する強い方針を持っていたとしても、「当該行為がその国で合法であるという事実自体は、反トラスト法の適用を禁止しない」。

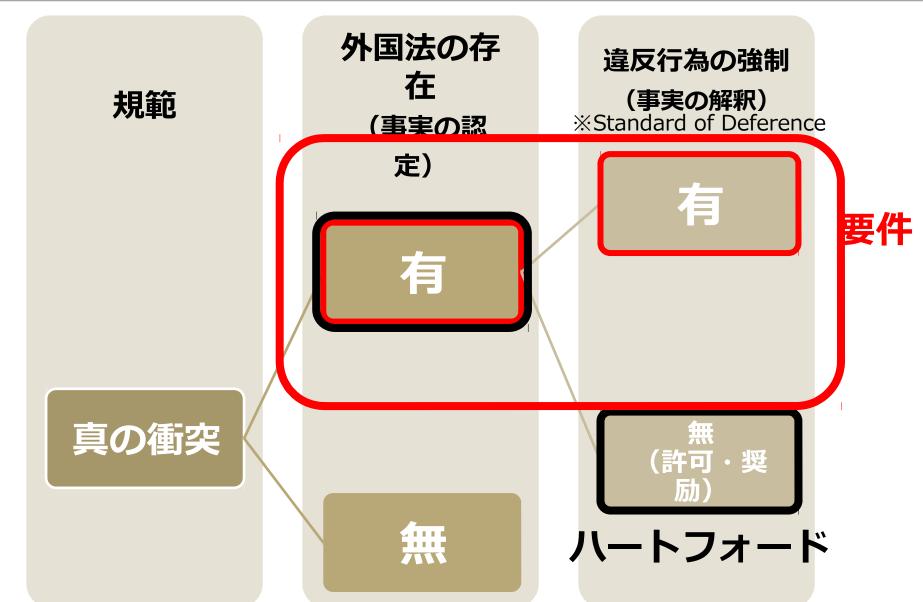
外国法が存在するという事実

Q. 結論否定しているが、上記は要件か?

①外国法の存在 (事実の認定) ②外国法の解釈 (事実の解釈)

③外国法との抵触 (結論)

外国法との抵触(結論)に関わらず、 外国法の存在の認定方法は同一



各論1 要件2

引用箇所

They assert that Parliament has established a comprehensive regulatory regime over the London reinsurance market and that the conduct alleged here was perfectly consistent with British law and policy. But this is not to state a conflict. "[T]he fact that conduct is lawful in the state in which it took place will not, of itself, bar application of the United States antitrust laws," even where the foreign state has a strong policy to permit or encourage such conduct.

Since the London reinsurers do not argue that British law requires them to act in some fashion prohibited by the law of the United States.....or claim that their compliance with the laws of both countries is otherwise impossible, we see no conflict with British law.

日本語訳/要旨

彼らは、議会がロンドン再保険市場において包括的な規制体制を確立し、当該行為は英国法や英国の方針に完全に一致していると主張する。しかし、これは衝突を生じない。外国がそのような行為を許可ないし奨励する強い方針を持っていたとしても、「**当該行為がその国で合法であるという事実自体**は、反トラスト法の適用を禁止しない」。

ロンドンの再保険業者は、米国法が<u>禁止している行為を英国法が強制していること</u>や、両方の国の法律に従うことが不可能であるとは断言しておらず、従って、英国法との間に衝突はないものと言える。



その外国法が米国法の禁止する 行為を強制していること

各論1 当てはめ(1)(2)

引用箇所

Here, because the Chinese Government filed a formal statement in the district court asserting that Chinese law required Defendants to set prices and reduce quantities of vitamin C sold abroad, and because Defendants could not simultaneously comply with Chinese law and U.S. antitrust laws, the principles of international comity required the district court to abstain from exercising jurisdiction in this case.

日本語訳/要旨

中国政府が、地裁において、<u>中国法は被告に対して価格を固定し海外で販売されるビタミンCの量を減らすことを要求しているという旨の公式声明を発表しており</u>、そして、被告は同時に中国法と米国反トラスト法の両方に従うことができないことから、本件において地裁は国際礼譲の原則に基づいて域外適用を差し控えることが求められる。



出典: In re Vitamin C Antitrust Litigation, 837 F.3d 175 (2016)

各論1 当てはめ① 補足 17

日本語訳/要旨

中国政府が、地裁において、中国法は被告に対して価格を固定し海外で販売されるビタミンCの量を減らすことを要求しているという旨の公式声明を発表しており、そして、被告は同時に中国法と米国反トラスト法の両方に従うことができないことから、本件において地裁は国際礼譲の原則に基づいて域外適用を差し控えた。

「中国政府による法律の説明」

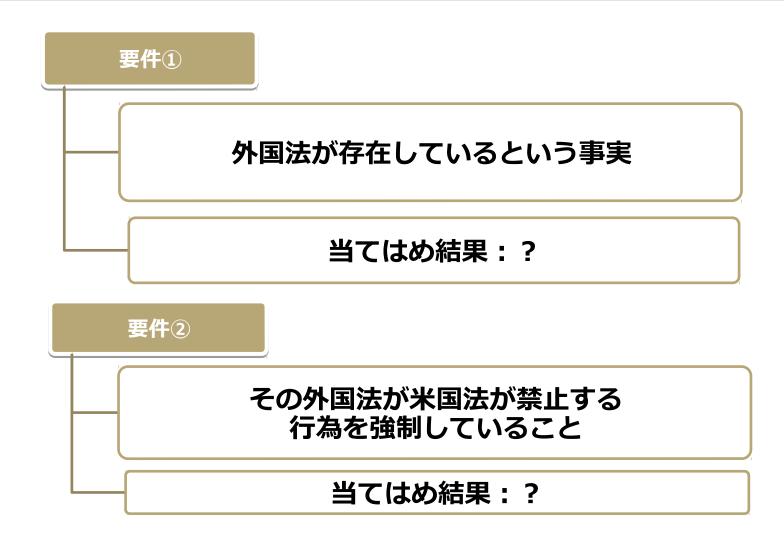
→ 「同時に双方の法律に従うことはできない」という論法

<u>前提(当てはめ①)が事実であるかわからないため、</u> 結論(当てはめ②)も事実であるかわからない

吟味なし

出典: In re Vitamin C Antitrust Litigation, 837 F.3d 175 (2016)

各論1あてはめ結果



2

各論 1 フリー

フリー概要

論拠2 不当性 あたかも強制が以前から存在したものと主 張することができるようになり、 反トラスト法の規制を潜脱する恐れがある

論拠1 正当性 自国の通商政策という目的のもとに 実施されているかについて、 客観的な立場から検討することができる

あるべ き姿 外国法が自国の通商政策の一環 として当該行為を強制した場合に 外国の主権を尊重する

外国の正当な利益としての主権の尊重

外国法が自国の通商政策の一環として当該行為を 強制した場合に外国の主権を尊重すること

反トラスト法の規制を潜脱する意図であたかも 強制が以前から存在したものと主張すること

<u>外国法による強制の意図を見る必要性</u>

論拠2不当性

引用箇所

Here, because the Chinese Government filed a formal statement in the district court asserting that Chinese law required Defendants to set prices and reduce quantities of vitamin C sold abroad, and because Defendants could not simultaneously comply with Chinese law and U.S. antitrust laws, the principles of international comity required the district court to abstain from exercising jurisdiction in this case.

日本語訳/要旨

中国政府が、地裁において、<u>中国法は被告に対して価格を固定し海外で販売されるビタミンCの</u><u>量を減らすことを要求しているという旨の公式声明を発表しており</u>、そして、被告は同時に中国法と米国反トラスト法の両方に従うことができないことから、本件において地裁は国際礼譲の原則に基づいて域外適用を差し控えることが求められる。



外国政府を無条件に信頼する判断基準

反トラスト法の規制を潜脱する恐れがある

出典: In re Vitamin C Antitrust Litigation, 837 F.3d 175 (2016)

引用箇所

Consistent with our holding in Karaha Bodas and the Supreme Court's pronouncements in Pink, we reaffirm the principle that when a foreign government, acting through counsel or otherwise, directly participates in U.S. court proceedings by providing a sworn evidentiary proffer regarding the construction and effect of its laws and regulations, which is reasonable under the circumstances presented, a U.S. court is bound to defer to those statements.

日本語訳/要旨

Karaha Bodas事件とPink事件における最高裁の宣言と同様に、外国政府が 弁護士を通す等して直接米国裁判所に出廷し、自国の法律や規制に関する その状況下で合理的な解釈や効果に言及した場合、米国裁判所はその声明 に従わなければならない。

Standard of Deferenceは法律の解釈・効果に妥当



この各論の論点(要件①)ではない

出典: In re Vitamin C Antitrust Litigation, 837 F.3d 175 (2016)

判断基準の違い

論拠1

域外適用の要件(事実に基づく審理)

論拠 2

域外適用の要件 (政府の主張を鵜呑みに)

+

Standard of Deference (法律の解釈)

※今回の各論では**赤字要件(法律の存在の有無)**の違いが論点 Standard of Deferenceは**法律の解釈(要件②)**には妥当するが

法律の存在の有無(要件①)には妥当しない

判断の流れ

Standard of Deference

- ①外国法の存在 (事実の認定)
- ②外国法の解釈 (<u>事実の解釈</u>)
- ③外国法との抵触 (結論)

Standard of Deferenceは赤枠には妥当しない

※今回は上記の流れを1つの要件に

論拠2 中国法の概要 (成文法) 26

1996 Interim Regulation (暫定輸出規則)

中国からの全ての輸出を規制

1997 Proclamation(布告)

政府によるビタミン輸出の承認制度

2002 PVC政策

1997 Proclamation<u>廃止</u> ビタミン輸出委員会(<u>自主団体</u>)による輸出認証

2010 Proclamation (布告) 1996 Interim Regulation廃止

全て廃止されている

出典: In re Vitamin C Antitrust Litigation, 837 F.3d 175 (2016) 松下満雄.「中国対米ビタミン輸出カルテルは中国政府の指示に基づくものとして免責した米反トラスト判例」. 国際商事法務, Vol. 44 No. 11(2006年): 1593-1600.

引用箇所

The district court credited Plaintiffs' argument that because there was evidence that Defendants routinely agreed to export vitamin C at a price well above the agreed upon price of \$3.35/kg, the Defendants alleged anticompetitive conduct was not compelled.

日本語訳/要旨

被告が恒常的に協定で合意した\$3.35/kgという価格を超える価格でビタミンCを輸出していることから、被告の反競争的行為は強制されていないとする原告の主張を、地裁は信頼している。

慣習法はなかった可能性が高い 強制の実態はなかった

自国の通商政策の一環として行われている 正当な強制ではない可能性が高い

出典: In re Vitamin C Antitrust Litigation, 837 F.3d 175 (2016)

論拠1正当性

引用箇所

Since the London reinsurers do not argue that British law requires them to act in some fashion prohibited by the law of the United States.....or claim that their compliance with the laws of both countries is otherwise impossible, we see no conflict with British law.

They assert that Parliament has established a comprehensive regulatory regime over the London reinsurance market and that the conduct alleged here was perfectly consistent with British law and policy. But this is not to state a conflict. "[T]he fact that conduct is lawful in the state in which it took place will not, of itself, bar application of the United States antitrust laws," even where the foreign state has a strong policy to permit or encourage such conduct.

日本語訳/要旨

ロンドンの再保険業者は、米国法が禁止している行為を英国法が強制していることや、両方の国の法律に従うことが不可能であるとは断言しておらず、従って、英国法との間に衝突はないものと言える。

彼らは、議会がロンドン再保険市場において包括的な規制体制を確立し、当該行為は英国法や英国の方針に完全に一致していると主張する。しかし、これは衝突を生じない。外国がそのような行為を許可ないし奨励する強い方針を持っていたとしても、「当該行為がその国で合法であるという事実自体は、反トラスト法の適用を禁止しない」。



原告の主張した事実に基づいて検討している

論拠1正当性

論拠1:事実に基づいて検討

強制実態の有無を勘案することができる

自国の通商政策の一環として行われている 正当な強制であるかどうかを判断できる もちろん、事実の勘案により 全ての意図は見ることはできないが……。

しかし、意図を直接的に評価することも難しい

<u>完璧ではないものの、</u> 「事実の勘案」は1つの妥協点 夏合宿ディベート 域外適用

各論2

②17年9月10日

3

各論 2 クロス

各論2の流れ

論拠1

* FTAIAにおける「請求」を「ある請求」と解釈した事例。

論拠2

・ FTAIAにおける「請求」を「原告の請求」に限定して解釈した事例。

主張

・しかし、論拠2も論拠1と同様、「請求」を「ある請求」と解釈すべき旨主張する。

各論2 立証方法

論拠1

Kruman v. Christie's Intern. PLC

「請求」を <u>「ある</u>請求」と解釈 国内の誰かの請求権に 基づいて請求

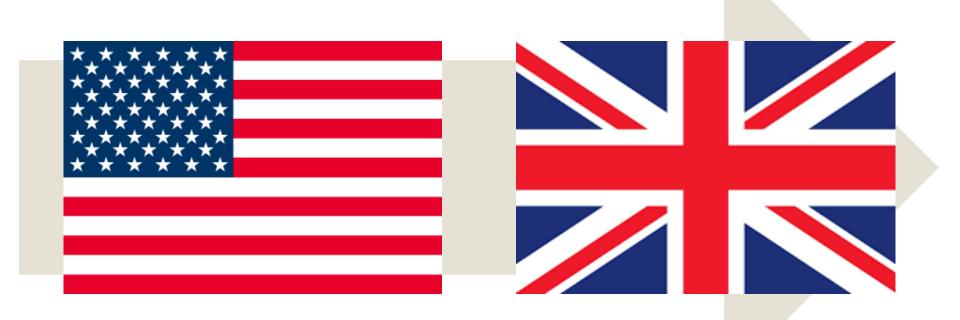
論拠2

<u>Latino Quimica-Amtex</u> <u>S.A. v. Akzo Nobel</u> <u>Chemicals B.V.</u>

「請求」を 「原告の請求」と解釈 国内の原告の請求権 に基づいて請求 (

しかし、論拠2も論拠1と同様、「請求」を 「ある請求」と解釈すべき旨主張する。

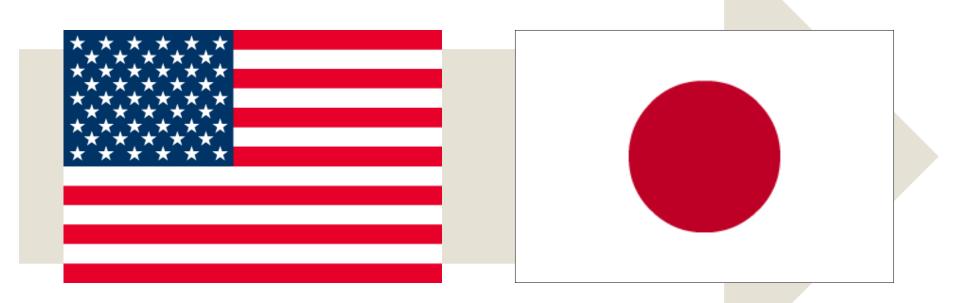
論拠1: Kruman v. Christie's Intern. P35 LC, 284 F.3d 384 (2002)



英国企業らが米国外のオークション取引の手数料等について行なった 価格協定が反トラスト法に違反するとして問題となった事例。

出典: Kruman v. Christie's Intern. PLC, 284 F.3d 384 (2002)

論拠2: Latino Quimica-Amtex S.A. v. 36 Akzo Nobel Chemicals B.V. (2005)



日本企業らがMCAA(食品、薬品等の添加物)について行なった価格協定が反トラスト法に違反するとして問題となった事例。

出典: Latino Quimica-Amtex S.A. v. Akzo Nobel Chemicals B.V. (2005)

各論2規範

引用箇所

- (1) such conduct has a direct, substantial, and reasonably foreseeable effect—
 - (A) on trade or commerce which is not trade or commerce with foreign nations, or on import trade or import commerce with foreign nations; or
 - (B) on export trade or export commerce with foreign nations, of a person engaged in such trade or commerce in the United States; and
- (2) <u>such effect gives rise to a claim under the provisions of sections 1 to 7 of this title, other than this section.</u>

日本語訳/要旨

- (1)外国通商に関する行為について、その行為が、
 - (A)州際取引もしくは州際通商または輸入取引もしくは輸入通商に
 - (B)米国において輸入取引または輸入通商を行っている者との間の輸入取引または輸入通商に

直接的・実質的・および合理的に予測可能な効果を及ぼす

(2)その結果、反トラスト法上の請求原因が生じる



反トラスト法上の請求原因が生じる

出典: 15 U.S. Code § 6a - Conduct involving trade or commerce with foreign nations

各論2 要件①

引用箇所

The language "gives rise to a claim" only requires that the "effect" on domestic commerce violate the substantive provisions of the Sherman Act. As we established earlier, a violation of the Sherman Act is not predicated on the existence of an injury to a plaintiff.

日本語訳/要旨

「請求原因を生じる」という言葉は、<u>国内通商における「効果」が単にシャーマン法の規制に実質的に違反することで足りる。</u>前に述べたように、シャーマン法違反は原告の損害に限定されるものではない。



国内通商における効果が シャーマン法の規制に違反すること

各論2 要件① 補足

引用箇所

Congress used the indefinite article ("a") rather than the definite article ("the"). As a court, we must be faithful to, and honor legislative meaning. The "effect" on domestic commerce need not be the basis for a plaintiff's injury, it only must violate the substantive provisions of the Sherman Act.

日本語訳/要旨

議会は定冠詞"the"ではなく不定冠詞"a"を用いている。裁判所として、我々は立法府による意味に忠実に、敬意を払わなければならない。国内通商における「効果」は原告の損害に依る場合に限定されず、単にシャーマン法の規制に実質的に違反することで足りる。



原告の損害に依る場合に限定されず、 単にシャーマン法の規制に実質的に違反することで足りる

各論2 要件①′

引用箇所

A price-fixing agreement is unlawful per se under the Sherman Act, meaning that it is illegal regardless of whether it affects prices or reduces competition in a market.

日本語訳/要旨

価格固定の協定は、市場における価格への影響や競争の 減殺に関わらず、シャーマン法に基づいて当然に違法で ある。



価格固定の協定があること

各論2 当てはめ①′

引用箇所

Similarly, this Court finds that Plaintiffs have alleged "conduct" consisting of Defendants' participation in "an over-arching worldwide conspiracy to raise, stabilize and maintain MCAA prices," and Defendants' establishment of price-fixing agreements for MCAA both inside and outside of the United States.

日本語訳/要旨

同様に、原告が、MCAA価格の上昇・固定・維持のための世界中を 巻き込む謀議へ被告が参加したことにより構成される「行為」と、 被告による米国内外におけるMCAAの価格固定の協定を行なったこ とを主張したことを、裁判所は認定した。



価格固定の協定があること

出典: Latino Quimica-Amtex S.A. v. Akzo Nobel Chemicals B.V. (2005)

引用箇所

With respect to whether this conduct had a "direct, substantial, and reasonably foreseeable effect" on domestic commerce, the Amended Complaint alleges, as quoted above, that <u>Defendants' conduct, which included fixing MCAA prices in the United States, resulted in "supracompetitive MCAA prices in the U.S.", as well as "injury to U.S. commerce by reducing the U.S. MCAA market's competitiveness and by directing anticompetitive conduct at U.S. commerce".</u>

日本語訳/要旨

当該行為が国内通商において「直接的、実質的及び合理的に予見可能な効果」を生じたかどうかという点について、修正訴状によれば、上に引用したように、<u>米国におけるMCAA価格の固定を含む被告の行為は、「米国における競争的水準を上回るMCAA価格を生じ」、また同様に、「米国MCAA市場における競争の減殺や米国通商に向けられた反競争的行為によって米国通商に対する損害を生じる」結果となった。</u>



直接的、実質的及び合理的に予見可能な効果

出典: Latino Quimica-Amtex S.A. v. Akzo Nobel Chemicals B.V. (2005)

各論2論点整理

1 FTAIA適用上の原告適格

2 損害賠償・差止訴訟の原告適格

損害賠償

クレイトン法

損害を受けた者のみ

差止訴訟

シャーマン法

誰でも

あてはめ結果

要件①′

価格固定の協定があること

当てはめ結果:◎

4

各論 2 フリー

前提:考慮すべき観点① 46

◆域外適用に関する主要議論の変遷◆

- 米国
 - **アルコア事件:効果理論が提唱**
 - **ティンバレイン事件:国際礼譲の台頭**
 - FTAIA制定:効果理論が法文化
 - ハートフォード事件:効果理論(incl.国際礼譲)の確立
- ・世界
 - サプライチェーンのグローバル化による国際カルテルの危険性増大
 - EUにおける厳格なカルテル規制
 - 日本における厳格なカルテル規制
 - 世界各国において日本企業が国際カルテルの被疑事業者として執行の 対象に
- ・ 効果理論:FTAIA第一要件の議論
- ・ 国際礼譲:FTAIA第二要件(本各論)の議論
- ・ 国際カルテル規制: FTAIA第二要件(本各論)の議論

前提:考慮すべき観点② 47

論处正性

国際カルテル規制

国際カルテルを<mark>適切に</mark> 規制できているか

論处2021年

国際礼譲

他国主権を適切に 尊重できているか

フリー概要

論拠2 不当性 三倍額賠償を過大に評価し 国際礼譲を偏重することにより 適切な域外適用が阻害される

論拠1 正当性 国際カルテルの規制という 現代の潮流に即した 法運用が可能になる

あるべ き姿 域外適用と国際礼譲の調和的運用

論拠1正当性 国際カルテル規制の重要性①49

	行為の悪性	市場への悪影響
カルテル		
競争制限的企業集中	×	
不公正な取引方法		×

カルテルが最も悪性が高く 最も市場へ悪影響を与えやすい

出典:江口公典. 「競争制限的企業集中の規制に関する一考察」. 慶應法学, no. 1 (2004年): 199-211.

論拠1正当性国際カルテル規制の重要性②50

◆サプライチェーンのグローバル化による国際カルテルの危険性増大◆

米国における厳格な国際カルテル規制

- ・自動車部品国際カルテルでは、米国のみで既に日本企業を中心に37社が総額約26億ドルの罰金を科されている。
- 50人以上が訴追の対象となり、約30人がカリフォルニア州ロムポックにある収容施設に収監されている。

EUにおける厳格なカルテル規制

- ・カルテル参加者に対し、上限金額を直近年度の全世界売上高の10%としている行政制裁金が課せられる。
- ・罰金額の上位では、AU Optronics(2012年)500百万ドル、ロッシェ(1999年)500百万ドルとなっている。

日本におけるカルテル・談合に対する規制は、米国・EUと同水準へ強化

・課徴金減免制度/リニエンシー制度の導入、課徴金算定率の引上げなどが規定されている。

カナダや韓国、オーストラリア、ブラジル、メキシコ、中国、東南アジア諸国等における執行の強化

・米国以外でも、日本、欧州連合、中国、シンガポール、オーストラリア、カナダ、韓国、インド、メキシコ、ブラジル、南アフリカ、ロシア等において被疑事業者として日本企業が執行の対象になっている。

世界的に見て、 カルテル規制の要請が高まっている

	論拠1	論拠2
証拠収集 (国際カルテルは証拠収集が困難)		メ 国外で収集することは 基本的に困難
訴訟機会	◎ 原告となりうる 主体の範囲が増加	X 原告は国内効果に基づく 損害を受けた者に限定
訴訟費用	◎ 訴訟費用の安い法律を 選択可能	メ 訴訟費用は 自国の法律に依存
訴訟期間	◎ 訴訟期間の短い法律を 選択可能	X 訴訟期間は 自国の法律に依存
共謀者の取り締まり	語償額を不正な利益により 合い。 かきわせるによる防止する。	※ 賠償額を不正な利益により 埋め合わせる危険性あり

一人性的自わせることで防止可能

論拠1正当性補足

引用箇所

Conduct may violate the Sherman Act but not be actionable under section 4 of the Clayton Act because it did not cause injury. A plaintiff's injury, whether actual or threatened, is relevant to the Clayton Act, which gives a plaintiff the right to bring suit, and not the Sherman Act, which sets forth substantive rules governing conduct.

日本語訳/要旨

<u>損害を生じていないと、</u>行為がシャーマン法に違反するとしても、**クレイトン 法4条に基づいて起訴することができない。**

原告の実際の損害または損害の恐れは、原告に訴訟を提起する権利を与えるクレイトン法に関係するが、シャーマン法は、行為を規制する実体的な規定を定めている。



損害を受けていない原告は訴訟を提起できない

- ・競争法の選択基準は賠償額だけではない
- ・各国競争法は強化されてきている
- ・競争法の優劣は米国が判断すべきではない

論拠2の懸念は存在しない

論拠2不当性 各国競争法の不均衡の危険性 補足

引用箇所

The Supreme Court therefore concluded that, where subsection 6a(2) refers to a domestic effect giving rise to "a claim," the "claim" must not be a hypothetical domestic claim that could have been raised by others, but rather must be the plaintiff's claim, i.e., "the claim at issue" in the case. Id. at 2371-72; accord Sniado v. Bank Austria AG, 378 F.3d 210, 212 (2d Cir.2004) (under Empagran, plaintiff "must allege that the European conspiracy's effect on domestic commerce gave rise to his claims") (emphasis added).

日本語訳/要旨

故に最高裁は、6a(2)における国内効果が「請求」を生じることを引用して、「請求」は国内で 誰かが有している請求権ではなく、原告の請求、即ち本件で「問題となっている請求」でなけれ ばならないと結論づけた; accord Sniado v. Bank Austria AG, 378 F.3d 210, 212 (2d Cir.2004) (エンパグランでは、原告は、「ヨーロッパにおける協定の国内効果が原告の請求を 生じることを示さなければならない」としている。)

論拠2はエンパグラン事件に基づく判決を引用

出典: Latino Quimica-Amtex S.A. v. Akzo Nobel Chemicals B.V. (2005)

論拠2不当性 各国競争法の不均衡の危険性 補足

引用箇所

[EMPAGRAN] The application, for example, of American private treble-damages remedies to anticompetitive conduct taking place abroad has generated considerable controversy.

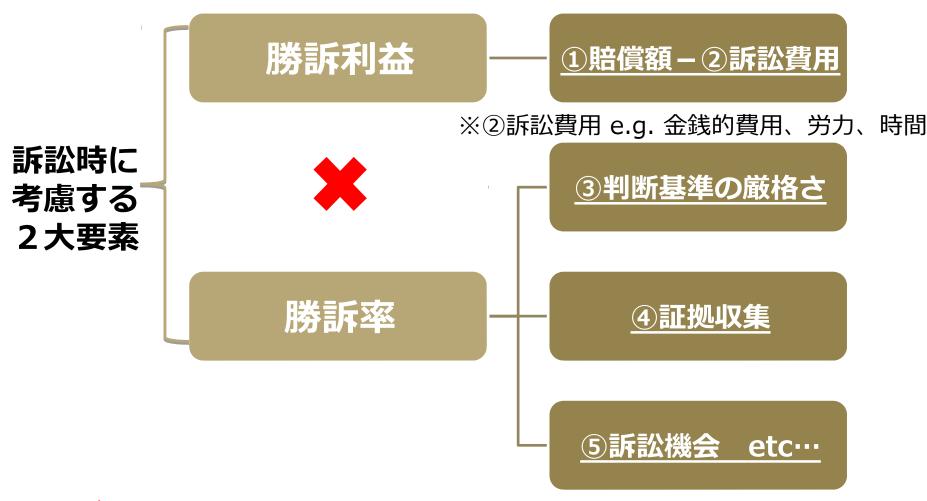
日本語訳/要旨

[EMPAGRAN]国外における反競争的行為に対する米国私訴における三倍額賠償による救済の適用は主要な論点を生じた。

三倍額賠償が主な論点となっている

しかし、三倍額賠償を過大評価しているのではないか?

出典: F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A., 542 U.S. 155 (2004)





賠償額は一要素にしか過ぎない

論拠2不当性 各国競争法は強化されてきている

競争法	エンフォースメント強化
EU競争法	国際カルテルに対する 巨額の制裁金
英国企業法	カルテル加担者に対する 刑罰賦課
日本独占禁止法	課徴金賦課

論拠2は三倍額賠償を絶対視している 各国競争法が強化されてきていることを無視

出典:藤川信夫.「国際取引法ならびに独占禁止法における域外適用の考察―ドッド・フランク法と米国海外汚職行為防止法の交錯ならびに域外適用のリスクマネジメント―!

論拠2:三倍額賠償は外国競争法より優位

米国裁判所が外国競争法の優劣を評価している 本来、損害を被った原告が判断すべき

国際礼譲の趣旨(外国主権の尊重)を没却

論拠2不当性 リニエンシー制度の形骸化? 59

論拠 1

リニエンシー制度による 規制力の形骸化?

- 論拠2にもエンパグラン事件にも 全く記載されていない
- リニエンシー制度が形骸化する可能性は**不確実**
 - ※Kruman事件と同じ論点の事件は2件しか存在しない cf. Westlawそもそも問題となっていない

厳格な域外適用による 抑止力

抑止力は確実に機能する

論拠 2

リニエンシー制度による 規制力

カルテルを有効に摘発可能

VS

域外適用による 抑止力の低下

• 確実に機能する抑止力を抑えることになる

形骸化は根拠に乏しく、 論拠1の方が有用

各論1 フリー結論

論拠1正当性 論拠2不当性 国際カルテル規制 国際礼譲 証拠収集、訴訟機会 et al. 論拠1 三倍額賠償による カルテル規制に必要な 各国競争法不均衡の懸念は 条件が整備 存在しない 論拠 2 **疑わしい懸念により** 条件が不足 過度に国際礼譲を考慮 論拠1の方が優れている

反論 1

反論1 国際礼譲を詳細に検討する理由

論拠2不当性:米国特有の厳罰が世界中で認められてしまう危険性あり

論拠1正当性:国際礼譲を充分に考慮することで、他国の事業者に不当な影

響を与えない判断ができる

論拠1の正当性を主張するには

以下の立証が必要

なぜ国際礼譲を<u>詳細に</u>考慮しなければならないのか すなわち…

- ・ 論拠2による国際礼譲の考慮が不当である理由
 - 論拠1で他国の事業者に不当な影響を 与えない判断ができる理由

反論1 比較衡量はできない①

論拠1の要件検討手順は…

① 10個の要素についての認定

② ①を踏まえ国際礼譲と域外適用を比較衡量

ゆえに、あてはめ完了の条件は…

- ①各要素の認定
- ②比較衡量(未完了)

これがなぜダメか?(次スライド)

出典: Mannington Mills, Inc. v. Congoleum Corp., 595 F.2d 1287 (1979)

引用箇所

However, this approach is unsuitable when courts are forced to choose between a domestic law which is designed to protect domestic interests, and a foreign law which is calculated to thwart the implementation of the domestic law in order to protect foreign interests allegedly threatened by the objectives of the domestic law.

Those contacts which do purport to provide a basis for distinguishing between competing bases of jurisdiction, and which are thus crucial to the balancing process, generally incorporate purely political factors which the court is neither qualified to evaluate comparatively nor capable of properly balancing.

This court is ill-equipped to "balance the vital national interests of the United States and the [United Kingdom] to determine which interests predominate."

日本語訳/要旨

しかしながら、裁判所が国内利益を保護しようとする国内法と、その国内法の目的により脅威にさらされる外国利益を保護するためにその国内法の執行を阻止しようとする外国法とのいずれかの選択を迫られるような時には、**このアプローチ(利益衡量アプローチ)は役に立たない。**

競合する管轄原因を区別する基礎を提供し、従って衡量過程にとって極めて重要である連結要素は、一般的に、<mark>純粋な政治的要素</mark>を含んでおり、裁判所はそれを比較したり適切に衡量する能力を欠く。

本裁判所は、「アメリカとイギリスの致命的な国益のどちらが優位であるかを衡量する」能力はない。

論拠2は<u>純粋な政治的要素を含む</u>比較衡量を求めているが、 裁判所は判断する能力がない

クロスで比較衡量できていない以上、 論拠2による論拠1の批判を乗り越えられていない

出典: Laker Airways Ltd. v. Sabena, Belgian World Airlines, 731 F.2d 909 (1984) ※論拠2が引用

反論1 比較衡量はできない③

引用箇所

However, this approach is unsuitable when courts are forced to choose between a domestic law which is designed to protect domestic interests, and a foreign law which is calculated to thwart the implementation of the domestic law in order to protect foreign interests allegedly threatened by the objectives of the domestic law.

日本語訳/要旨

しかしながら、裁判所が国内利益を保護しようとする国内法と、その国内法の目的により脅威に さらされる外国利益を保護するためにその国内法の執行を阻止しようとする外国法とのいずれか の選択を迫られるような時には、**このアプローチ(利益衡量アプローチ)は役に立たない。**

国内法 国内利益を保護

VS

外国法 国内法の執行を阻止

どのように比較するのか?

反論1 比較衡量はできない4

これまでのクロスを踏まえて、、

論1よりも論2の方が国際礼譲を考慮した上で 安定した法運用ができることは、

相手班のクロスが証明

反論1 FTAIAを無視してはいけない

引用箇所

- (1) such conduct has a direct, substantial, and reasonably foreseeable effect—
 - (A) on trade or commerce which is not trade or commerce with foreign nations, or on import trade or import commerce with foreign nations; or
 - (B) on export trade or export commerce with foreign nations, of a person engaged in such trade or commerce in the United States; and
- (2) such effect gives rise to a claim under the provisions of sections 1 to 7 of this title, other than this section.

日本語訳/要旨

- (1)外国通商に関する行為について、その行為が、
 - (A)州際取引もしくは州際通商または輸入取引もしくは輸入通商に
 - (B)米国において輸入取引または輸入通商を行っている者との間の輸入取引または輸入通商に

直接的・実質的・および合理的に予測可能な効果を及ぼす

(2)その結果、反トラスト法上の請求原因が生じる

成文法であるFTAIAに依拠しないと……。

- ・ 法的安定性を欠く
- 考慮すべき点を考慮できない
 - e.g. 反トラスト法の請求原因を生じる
- 詳細な判断を省略してしまう
 - e.g. 直接的・実質的・および合理的に予測可能な効果

上記をどのように乗り越えるか?

出典: 15 U.S. Code § 6a - Conduct involving trade or commerce with foreign nations

反論1 論拠1は公訴に妥当しない①

論拠1で採用された**「管轄権に関する合理の原則」**は、

私訴を前提に検討された理論

政府訴訟

競争当局が提訴前に他国の利害 など、様々な要因について考慮

競争当局が管轄権に関し判断

私訴

提訴前に他国の利害等を考慮をする機会も能力も存在しない

裁判所で様々な要因について判断して管轄権を決定せざるをえない

出典:星正彦.「独占禁止法の域外適用:欧米における競争法の域外適用 理論の進展と日本におけるその受容と新展開に関する一考察」, 2011年3月23日. https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/19081/2/0201100201.pdf.

反論1 論拠1は公訴に妥当しない②

「管轄権に関する合理の原則」は、 私訴を前提に検討された理論

よって、**公訴**であるハートフォード事件 (v. California)には妥当しない

出典:星正彦.「独占禁止法の域外適用:欧米における競争法の域外適用 理論の進展と日本におけるその受容と新展開に関する一考察」, 2011年3月23日. https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/19081/2/0201100201.pdf.

反論1 結論

相手の無視している範囲

	国際礼譲	実現性
論拠 1		X 比較衡量できない ※論拠2による指摘
論拠 2	外国法の衝突では 不十分とほってはい	比較衡量は不要

論拠2の方が優れている

※保留反論1論点整理

国際礼譲と管轄権を別個に考慮しない理由は?

論拠1の主張:域外的管轄権の「行使」に際して、国際礼譲を考慮

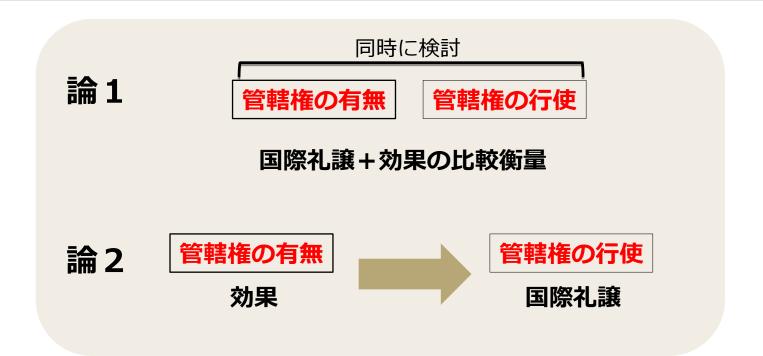
論拠2の主張:国際礼譲を考慮せず、管轄権の「有無」を判断。

実際の論拠2の事例:管轄権の有無を判断→行使の判断に際して国際礼譲を考慮

- ・論拠1→要素の勘案によって効果と管轄権が認められた後に、主権尊重のために国際礼譲を考慮
- ・論拠2→FTAIAの効果理論によって管轄権が認められた後に、主権尊重のために国際礼譲を考慮



管轄権の有無に際して、重視した要素の違いだけで判断基準の変化は発生していない。



結局、論2でも国際礼譲を見ている なぜ国際礼譲を管轄権とは別個に考慮するのではダメか?

わざわざ論拠1を推す理由はない

6 反論 2

要件:被告の行為による直接に影響が出ていること

Q. どのような場合に要件を充足するのか? Q. 直接的な国際カルテルとは何か?

例を挙げて示してください

反論2全ての域外適用が否定

要件:被告の行為による直接に影響が出ていること

Q. どのような場合に要件を充足するのか? Q. 直接的な国際カルテルとは何か?

例を挙げられないと、、

いかなる場合でも要件を充足できず、 全ての域外適用が否定されることになる

反論2論拠2不当性?①76

大前提

この論点(直接的効果)の終着点は……

米国が管轄権を有すべき程度に利害関係を 有しているかどうかを判断すること

<u>上記を捨象して、</u> 法的安定性についてのみ論じるべきではない

反論2論拠2不当性?②77

論拠2:「被告の行為以外の他の原因があるかもしれないとしても、 管轄権を有する利益がある程度の直接性であれば管轄権を認めていい」

> 論拠2の不当性を主張するには **以下の立証が必要**

※実際に600%の国内価格の上昇を生じている 被告の行為以外の他の原因があるかもしれない場合 上記のように損害が生じていたとしても 管轄権を有する利益がないと断定する必要性

2論拠2不当性?

引用箇所

The other school of thought has been articulated by the Department of Justice's Antitrust Division, which takes the position that, for FTAIA purposes, the term "direct" means only "a reasonably proximate causal nexus."

日本語訳/要旨

他の考えは、FTAIAの趣旨に照らして「直接的」という用語は「妥当に近接 した因果関係」を示すに過ぎないという立場を採るDOJによって示された。



「妥当に近接した因果関係」は**FTAIAの趣旨から出発**している



FTAIAの趣旨に合致している

「妥当に近接した因果関係」では なぜ不当処罰の危険性があるのか? ※現に論拠2でも国内価格は高騰している

出典: Minn-Chem, Inc. v. Agrium, Inc., 683 F. 3d 845 (7th Cir. 2012)

反論2論拠2不当性?④79

引用箇所

Foreign cartels, especially those over natural resources that are scarce in the United States and that are traded in a unified international market, have often been the target of either governmental or private litigation. The host country for the cartel will often have no incentive to prosecute it... This case is actually... where the foreign country whose consumers are hurt would have been the better enforcer.

日本語訳/要旨

特定の国でしか生産できず、統一された国際市場で取引される天然資源の事案においては、違反 行為者の本国は、カルテルを摘発するインセンティブを有さず、影響を受けた顧客が所在する国 が、摘発を行うより良い立場にある。

「因果関係が直接的」に限定すると、

<u>論2のような天然資源のカルテル事案は</u> 十分に規制されなくなるが、それでも良いのか?

出典: Minn-Chem, Inc. v. Agrium, Inc., 683 F.3d 845 (2012)

反論 2 FTAIA趣旨の没却

引用箇所

Critically, the Supreme Court in Weltover reached its definition of "direct" for FSIA purposes.....that an effect is "direct" only if it is both "substantial" and "foreseeable."

No one needs to read the words "substantial" and "foreseeable" into the FTAIA. Congress put them there, and in so doing, it signaled that the word "direct" used along with them had to be interpreted as part of an integrated phrase.

Just as tort law cuts off recovery for those whose injuries are too remote from the cause of an injury, so does the FTAIA exclude from the Sherman Act foreign activities that are too remote from the ultimate effects on U.S. domestic or import commerce.

日本語訳/要旨

Weltover事件において、最高裁は、FSIAの趣旨に照らして「直接的」という文言を、……「実質的」及び「合理的」である場合に「直接的」と解釈するという結論に至った。

FTAIAにおいて「実質的」や「予見可能」という文言は意味を持たない。議会がそれらを明記したのは、「直接的」という文言が統合されたフレーズの一部として解釈されるように使われていることを示すためである。

不法行為法が損害原因よりあまりに遠過ぎる損害を有する者の請求を退けているように、FTAIAも、国外のシャーマン法の違反行為が国内通商ないし輸入通商に対する究極の効果からあまりにも遠過ぎる場合に適用除外するしている

FTAIA「直接的効果」の趣旨

原因からあまりに遠過ぎる損害による請求を排除するため

cf. FSIA(外国主権免除法)

論拠1はFTAIA「直接的効果」の趣旨から<mark>逸脱</mark>する

出典: Minn-Chem, Inc. v. Agrium, Inc., 683 F.3d 845 (2012)